

第 51 号議案

土地確認等の件

次のとおり神戸市の区域内に新たに土地が生じたことを確認し、住居表示を実施し、並びに町の区域を新たに画し、及び町の区域を変更する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 土地の確認

確認をする土地	面積
別図の対象区域の土地	19,861.68平方メートル

2 住居表示の実施

住居表示を実施する区域に追加する区域	当該区域における住居表示の方法
別図の対象区域	街区方式

3 町の区域の設定及び町の区域の変更

公有水面の埋立てに伴うもの

町の区域を新たに画する土地	町
別図の対象区域の土地	中之島 1 丁目

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 [略]

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 [略]

住居表示に関する法律 ぬきがき

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区及び同法第252条の20の2の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

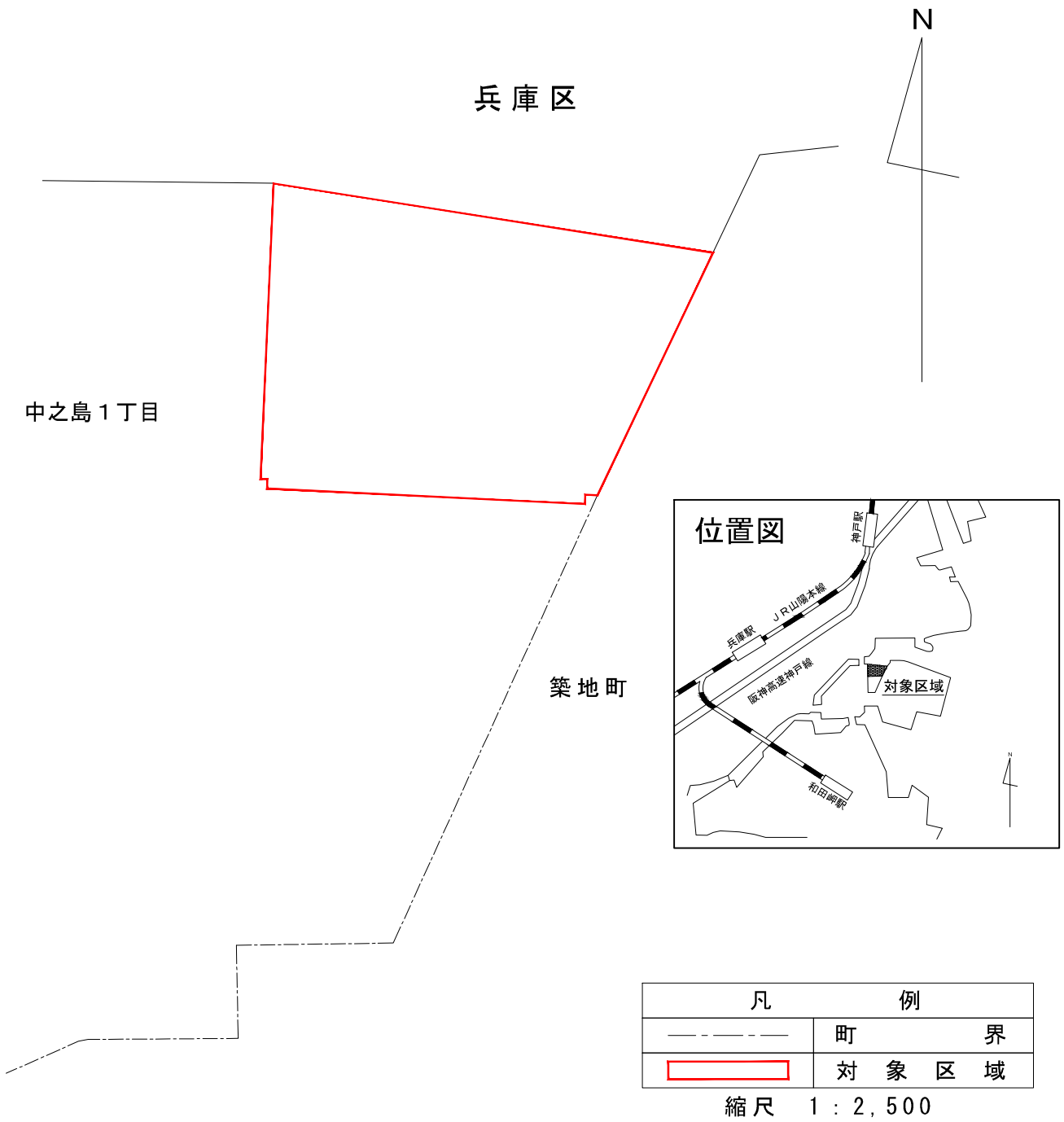
- (1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にあ
る建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- (2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2～4 [略]

別 図



対象区域の土地	面積	新町名
兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面埋立地	19,861.68平方メートル	中之島1丁目